

民事訴訟最終通告書

受任番号 (を) 1880-51

以前、通信販売で購入されました商品に対し、商品代金が滞納されてるとの報告を受けており、民法285条に基づき、貴殿を訴訟する手続きに入る事をご報告致します。後日、裁判所から出廷命令書が自宅又は、勤務先に届きますので、決められた期日に出廷されますようお願い致します。この手続きをそのまま放置、出廷拒否されますと、全面的に貴殿が不利となり、財産、(土地) 給与の差し押さえは基より、強制執行し、執行証明の交付を受諾していただきます。民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しては当局にて受け賜りますので下記の期日までにご連絡下さるようお願い致します。

裁判取り下げ最終期日 平成19年4月6日

までとさせて戴きます。最近、架空請求業者の新しい手口として小額訴訟手続(一日で判決が出てしまう為放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提訴する事例もございます。万が一、身に覚えが無い場合でもご連絡下さるようお願いいたします。

日本総合債務管理事務局

東京都台東区東上野4-18-17

受付時間 8:30~15:00

受付電話 03-6861-